

指 名 競 争 入 札 調 書

令和6年5月1日執行

委託番号	燕社教文委第6-28号				
委託名	文化会館清掃業務委託				
委託場所	燕市 水道町1丁目 地内				
委託概要	燕市文化会館の清掃業務				
予定価格	¥	2,501,800	制限価格	¥	-
入札書 比較予定価格	¥	2,274,364 (消費税等相当額を除いた予定価格)	入札書 比較制限価格	¥	-
入 札			記 事	入札者	
1	¥2,230,000		落札	(株)ダイソウ	
2	¥2,330,000	委任状		(株)関越サービス	
3	¥2,360,000			(株)東新	
4	¥2,500,000			(株)三愛ビル管理	
5	¥2,650,000			旭ビル管理(株)	
備 考	※当該金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が法律上の入札価格である				
指名理由	入札参加資格者名簿登載者で、過去の指名実績等を勘案して選定				
契約の相手方 の名称・住所	燕市杉柳1084番地6 (株)ダイソウ		契約金額	¥ 2,453,000	
落札率	98.05%		履行期限	令和6年6月1日 ~ 令和7年3月31日	

委託契約書（案）

燕市長 鈴木 力(以下「甲」という。)と、株式会社ダイソウ 代表取締役 清水 英雄(以下「乙」という。)とは、下記条件および特記事項の定めるところにより契約を締結する。

契約金額	¥ 2,453,000-
	[うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 223,000-]
委託業務番号	燕社教文委第6-28号
委託業務名	文化会館清掃業務委託
委託場所	燕市 水道町1丁目 地内
委託履行期限	令和6年6月1日 ~ 令和7年3月31日
委託内容	別添「清掃業務委託 仕様書」のとおり
契約保証金	免除する

(総則)

第1条 乙は、この契約の定めるところによって本委託業務を誠実に履行し、甲は、乙に対する債務を履行しなければならない。

2 仕様書に明記されない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理について、その一部又は全部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 委託業務については、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、乙は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲は、契約金額及び委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 乙は、委託業務について、仕様書の不備又は不測の事故が発生し、その他正当な理由がある場合には、甲に対し委託業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第6条 乙は、乙の責めに帰すことができない正当な理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ、甲に対し、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、甲乙協議して定める。

(危険負担)

第7条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害も含む。)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、甲の負担とする。

(実施調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実施調査し、乙に対して報告を求め必要な指示をすることができる。

(検査及び契約金額の支払いについて)

第9条 乙は、本委託業務が完了したとき、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、委託の完了を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を書面により乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務委託の完了を確認し、検査に合格したことを乙に通知した時をもって委託履行期限とし、完了とする。

(請負代金の支払)

第10条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰する理由により、この契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務の実施が著しく不相当であると明らかに認められるとき

(3) 委託業務を継続する必要がなくなったとき

2 前項各号に該当し、この契約を解除しようとするときは、1か月前に乙に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

この契約に定めない事項については、燕市財務規則(平成18年燕市規則第47号)及び関係法令に定めるところにより従うものとし、契約に関し疑義が生じたときは、甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 新潟県燕市吉田西太田1934番地

氏名 燕市長 鈴木力

乙 住所 新潟県燕市杉柳1084番地6

氏名 株式会社ダイソウ
代表取締役 清水 英雄